

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第21号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月16日 08時05分ごろ	
発生場所	山口県秋穂港 秋穂港浦防波堤灯台から真方位270° 1,000m付近 (概位 北緯34°00.5′ 東経131°24.9′)	
事故等調査の経過	平成22年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船兼引船 第八十八日好丸、19トン 290-48278山口、株式会社山口産業 B グラブ船兼起重機船 第十八日之出丸、71トン なし、株式会社山口産業	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷機プロペラに曲欠損、舵損傷	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、作業員4人を乗せたB船をえい航し、約0.5ノットの速力で秋穂港内を航行中、A船の左舷船底部に衝撃を受け左舷機が停止したので、右舷機のみで岸壁に戻った。 後日A船を上架して船底を調査したところ、プロペラ等が石などと接触したような損傷があった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮中央期、うねり なし、潮高 約270cm	
その他の事項	A船の喫水は船首約1.0m、船尾約2.2mであった。 プロペラにはプロペラガードが装備されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし A船は、B船をえい航して秋穂港内を航行中、A船の左舷船底部に衝撃を受けたものと考えられる。 本事故発生場所付近は、水深が約2mあり、底質は泥で、本船のプロペラにはプロペラガードが装備されており、普段は無難に航行していたことから、予知しない岩石などが存在した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船をえい航して秋穂港内を航行中、予知しない岩石などが存在していたため、A船が乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	